

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月10日

【会社名】 株式会社千葉興業銀行

【英訳名】 The Chiba Kogyo Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 梅田 仁司

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市美浜区幸町2丁目1番2号

【電話番号】 (043)243-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 田中 啓之

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階
株式会社千葉興業銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)5695-1511(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 中村 徹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 株主割当 0円
(注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となります。
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
299,009,500,000円
(注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2019年12月31日現在の当行の発行済普通株式総数(当行が保有する当行普通株式の数を除きます。)を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。なお、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額が2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式の調達額と同等になると仮定した場合、上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は12,000,000,000円となる見込みです。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社千葉興業銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年2月27日付で提出した有価証券届出書および2020年3月2日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書に関して、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券
(2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行による手取金の使途
(1) 新規発行による手取金の額
(2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】(第7回新株予約権証券)

(2)【新株予約権の内容等】

(訂正前)

(前略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	12,000,000,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式の調達額である120億円と同等の調達額を基準とした場合の見込み額である。また、本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、 <u>払込金額の総額は上記に記載の金額よりも増加又は減少する。</u>
---------------------------------	--

(後略)

(訂正後)

(前略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	299,009,500,000円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、2019年12月31日現在の当行の発行済普通株式総数(当行が保有する当行普通株式の数を除きます。)を基準として、 <u>全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込み額である。また、本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、株式の発行価額の総額は上記に記載の金額よりも減少する。</u> <u>上記本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本新株予約権の行使時の払込金額の総額が2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式の調達額と同等であると仮定した場合、120億円となる見込みである。</u>
---------------------------------	--

(後略)

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
12,000,000,000	150,000,000	11,850,000,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式の調達額である120億円と同等の調達額を基準とした場合の見込み額です。
2. 発行諸費用の概算額は、登記費用、アドバイザー費用、証券代行事務手数料、目論見書発送に係る費用等であり、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は上記に記載の金額よりも増加又は減少します。

(訂正後)

本新株予約権無償割当てによる調達金額は、本新株予約権の行使状況により変動いたします。本新株予約権は証券取引所への上場を予定しておらず、基準日時点(2020年3月31日)の当行普通株主以外の者が本新株予約権を取得する可能性は限定的であること、本新株予約権の行使によって交付される株式は非上場の優先株式であること、当行普通株主であれば一律に優先株式への投資機会が提供されること等を勘案して、以下の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本新株予約権無償割当ての特徴と類似性が認められる2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式の調達額と同等の金額が払い込まれると仮定した場合の金額を記載しております。

なお、本新株予約権無償割当てによる当行の調達金額は、本新株予約権が全て行使された場合に最大になり、その場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額の額は下記(全ての本新株予約権が行使された場合)記載のとおりです。

(2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式と同等の調達額の場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
12,000,000,000	150,000,000	11,850,000,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式の調達額である120億円と同等の調達額を基準とした場合の見込み額です。
2. 発行諸費用の概算額は、登記費用、アドバイザー費用、証券代行事務手数料、目論見書発送に係る費用等であり、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は上記に記載の金額よりも増加又は減少します。

(全ての本新株予約権が行使された場合)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
299,009,500,000	1,800,000,000	297,209,500,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、2019年12月31日現在の当行の発行済普通株式総数(当行が保有する当行普通株式の数を除きます。)を基準として、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込み額です。
2. 発行諸費用の概算額は、登記費用、アドバイザー費用、証券代行事務手数料、目論見書発送に係る費用等であり、消費税等は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は上記に記載の金額よりも減少します。

(2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額(見込額)11,850,000,000円は、過去の優先株式の発行による手取金の使途と同様に、千葉県を中心とした地元の個人及び事業者のお客さまへの資金需要に積極的に対応していくため、2021年3月期において、運転資金として貸出金等に充当する予定です。なお、本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、差引手取概算額は上記に記載の金額よりも増加又は減少しますが、その場合も手取金の使途に変更はない予定です。

(訂正後)

上記差引手取概算額(見込額)(上記のとおり、2017年1月に公募形式で発行した第1回第六種優先株式と同等の調達額の場合は、11,850,000,000円となり、全ての本新株予約権が行使された場合は297,209,500,000円となります。)は、過去の優先株式の発行による手取金の使途と同様に、千葉県を中心とした地元の個人及び事業者のお客さまへの資金需要に積極的に対応していくため、2021年3月期において、運転資金として貸出金等に充当する予定です。なお、本新株予約権の行使期間内における本新株予約権の行使状況によっては、差引手取概算額は上記297,209,500,000円を上限に変動しますが、手取金の使途に変更はない予定です。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

5【臨時報告書】

(訂正前)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年3月2日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年3月10日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2020年3月2日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2020年3月2日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2020年3月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2020年3月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。